

News Paper



4・9反核燃の日にあわせて、青森県の下北半島の自治体や原子力関連施設へ建設中止などを要請する行動にとりくんでいます。大間町から東通、六ヶ所やむつなど、中間貯蔵施設や再処理工場を含め、青森市内の東北電力なども回ります。最終は青森県庁。何年にもわたりとりくんできたこの要請行動。ここ数年、特に原子力関連施設で感じられる私たちに対する拒否感は一層増しています。従来までは会議室で担当者が受け取っていたものが、出入り口で警備の方が受け取るようになり、その受け取る方の名前も知られず、名刺交換も断られます。一緒に要請行動を行っている地元市民がいても、対応は変わりません。国の政策が再び原発積極活用になったことで、「反対する声」には耳を傾けようとしない姿勢が強まっています。

写真は東通村の役場と議会棟（写真左）です。特徴的なこの二つの建物の向かい側に、それをしのぐ大きさで建設途中の建物（写真下）がありました。これは東京電力の社屋だそうです。東通村に東京電力が原発建設を計画中で「もうすぐ認可がされる見通し」であることから、新しい社屋を建設して準備を進めたとのことでした。最後の（写真右）はその東京電力社員の寮です。山間を抜けた先に切り開かれた一帯があり、そこに小中学校がまとめられ、役場や消防署などの公共施設が集約化されています。その場所に新たな東京電力の原発推進のための施設建設工事が進められる光景。ここは青森県であるはずなのに東京電力であるという事実。原発積極活用の具体が着々と動き出しています。

もくじ

TPNW 第3回締約国会議について 中村桂子さん…2	曾野綾子氏死亡記事に見る沖縄と本土との温度差…6
217回通常国会での憲法審査会の状況…4	戦後80年企画、日本の平和と民主主義の歩みを考える…7
今国会での「選択的夫婦別姓」の法制化を望む!…5	再審の道半ば、悔しさを乗り越えて勝利の日まで…8

TPNW 第3回締約国会議について

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）准教授 中村桂子さんに聞く

なかむら けいこさんプロフィール NPO法人ピースデボの研究員・事務局長（2001年～12年）を経て、2012年より現職。「核問題をどう伝えていくか」を平和・軍縮教育の観点から研究・実践している。著書に『核のある世界とこれからを考えるガイドブック』（法律文化社、2020年）、共監訳書に『核なき世界への選択—非核兵器地帯の歴史から学ぶ』（RECNA、2023年）など。

– TPNW 第3回締約国会議について、どのように評価されていますか。

核兵器禁止条約（TPNW）は、発効から5年後（以降は6年ごと）に、「条約の運用および目的の達成状況の検討するための会議」、いわゆる再検討会議を開催することを定めています。そのため、今回の第3回締約国会議は、2026年（※1）に予定されている初の再検討会議を目前に控えた最後の包括的な協議の場として、条約の前進に向けた国際的な機運を醸成し、次なるステージへの準備を整えるという重要な役割を担っていました。その役割は、総じて果たされたと評価しています。

TPNWが直面している最大の課題の一つが「普遍化」です。条約発効から4年が経過しているにもかかわらず、核兵器保有国や「核の傘」の下にある国々を中心に、依然として国連加盟国の過半数が批准していないという厳しい現実があります（※2）。国家間の分断と対立が深まる中、核軍縮に対する逆風は強まり、締約国と非締約国との間の溝も依然として大きい状況です。

2026年春には、核不拡散条約（NPT）再検討会議が予定されていますが、これに先立つ2月には、米ロ間で唯一残る核軍備管理・軍縮条約である新戦略兵器削減条約（新START）が失効を迎えます。こうした動向は、核兵器をめぐる国際環境のさらなる不安定化を招く恐れがあり、NPT再検討会議が三度決裂を回避できるか、極めて不透明な状況です。

この不確実性の高い国際情勢の下、TPNW締約国が普遍化に向けてどのような戦略を探り、国際的議論をリードしていくのかが注目されていました。そして、その答えがこれまで以上に明確に見えてきたのが今回の会議でした。それは、科学的知見に基づく議論を通じて、核抑止に依存する安全保障政策に真正面から挑むという方向性です。

TPNWは当初から、「ファクトベース」の科学的アプローチを重視してきました。2013年から開催された「核兵器の人道上の影響に関する国際会議」では、核兵器使用の非人道的影響とそのリスクについて、最



新のデータやシミュレーションを活用した議論が展開され、条約の正当性を後押しする国際世論の形成に大きく貢献しました。

現在のTPNW締約国の議論は一步進み、核抑止依存の安全保障政策そのものの妥当性を科学的観点から問い合わせ直し、その不確実性や限界を明らかにし、条約の普遍化へつなげる作業へと移行しています。単に核兵器の使用がもたらす破壊的影響にとどまらず、「核使用以前のリスク」、すなわち核兵器システム自体の安全性・信頼性に関する構造的問題を浮き彫りにしようとしています。こうした分析は、核抑止政策からの脱却を中長期的に促す政策的根拠を提供する可能性を持っているのです。

さらに、TPNW締約国は「核の不正義」に対する問題意識を強めています。核実験被害に象徴されるように、「核兵器のある世界」は、政治的・経済的に弱い立場にある人々の犠牲の上に成り立ってきました。締約国は、こうした不正義を認める、それに甘んじ、拡大してきた核兵器依存国の責任を問うとともに、核兵器を支える構造的不平等——植民地主義やジェンダー不平等を含む——に正面から向き合い、克服することを世界のすべての人々に呼び掛けているのです。

こうした認識に基づき、最終日に採択された「政治宣言」では、核兵器を「すべての国の安全保障、ひいては国家の存立そのものに対する脅威」と断じ、締約国の「搖るぎない決意」を再確認する文言が盛り込まれました。

核抑止政策に対する科学的検証を担ってきたのが、

15名の専門家から構成される「科学諮問グループ」です。また、2023年末の第2回締約国会議を機に、オーストリア主導のもと「安全保障上の懸念に関する協議プロセス」も始動しました。両者は、核抑止政策の妥当性を科学的に再評価し、TPNWの普遍化に向けた理論的・政策的基盤の構築を目的としています。

今回提出された両グループの包括的報告書と作業文書は、非締約国との対話における重要な知的基盤となり得るものであり、積極的に活用されるべき資料です（※仮訳はRECNA「TPNW ブログ 2025」に掲載：<https://recnatpnw2025.wordpress.com/>）。

また、今回の会議で注目されたもう一つの論点は、第6条および第7条に定められた「被害者援助」と「環境修復」の財源となる「国際信託基金」の設立に関する進展です。設置自体は今回決定には至りませんでしたが、2026年の再検討会議での設立を目指す方針が正式に確認されたことは、一つの前進といえます。

同時に、基金の制度設計に関する重要な論点——①拠出主体の範囲（非締約国、国際機関、NGO、民間企業等の含意）、②申請資格のあり方、③資金配分の決定プロセス——には依然として意見の隔たりが残されていることも明らかになりました。今後は、共同議長国のカザフスタンとキリバスを中心に、会期間の非公式作業部会の活動を通じて議論を深化させていくことになります。科学諮問グループの協力も得ながら、核被害の実態解明に向けた調査研究が進展することにも期待がされています。

– 2026年春に予定されているNPT再検討会議に、どのようにつながるとお考えでしょうか。

先ほど述べましたように、TPNW締約国は、不確実な核抑止政策を安全保障の基盤とすることの是非を正面から問い合わせ直すという、本質的かつ挑戦的な問題提起を投げかけています。このアプローチは「正攻法」である一方で、核兵器国や核依存国との関係をさらに緊張させる「諸刃の剣」となる可能性も孕んでいます。

だからこそ、対話のチャネルを確保し、眞の「橋渡し」を可能にする努力がこれまで以上に不可欠です。その舞台として、5つの核兵器国およびその同盟国が一堂に会するNPT再検討会議およびその準備会合は重要な機会を提供します。TPNW締約国の中からも、こうした場を積極的に活用する意向が表明されています。

対話促進の一つのアプローチとして、国連を中心とした国際協力の枠組みを活用することが挙げられます。特に、2024年の国連総会で設置が決定された「核戦争の影響に関する独立科学パネル」との連携は重要な足掛かりとなるでしょう。このパネルは21名の専門家から構成され、核戦争の物理的・社会的影響を多角的に検討することを目的としています。

このパネル設立を主導したアイルランドとニュー

ジーランドはTPNWの中心的推進国であり、設置提案の背景にはTPNW科学諮問グループの提言がありました。採択に際し、核兵器国で唯一賛成票を投じたのは中国でしたが、日本、オーストラリア、ドイツといった「核の傘」の下にある国々も賛成に回り、ノルウェーは共同提案国となりました。

さらに、「被害者援助・環境修復」に関する国連決議（カザフスタン・キリバス提出）も、すべての「核の傘」の下の国が賛成し採択されています。このように、TPNWに直接関与してこなかった国々も、テーマごとの協力関係を築きつつあるのです。こうした国連枠組みを活用し、科学的アプローチを軸としてすることで、TPNW締約国と非締約国の間に新たな対話の糸口が生まれる可能性があると考えられます。

– 現在の国際情勢を踏まえたうえで、今後私たちの運動では何が大切になると思われますか。

2026年はTPNWおよびNPTの両再検討会議が開催される極めて重要な年です。被爆80年にあたる今年には、記念行事や報道の機会が増えていますが、そうした注目を一過性のものにせず、継続的な行動へつなげていくことが何よりも重要です。先ほど述べた国連決議に基づく活動には引き続き注目すべきと思います。日本政府がしっかりと関与していくよう、市民社会から声を上げていくことも大きな意味を持つでしょう。

第3回締約国会議に参加して特に印象深かったのは、締約国と市民社会が一体となって条約を「共に育てる」姿勢でした。市民社会は、会期間および会期中を通じて、条約のあらゆるプロセスに積極的に関与し、不可欠なパートナーとしての役割を果たしています。

特に若い世代への好影響は顕著です。会場には多くの若者が参加し、独自の視点とエネルギーをもって活動を展開していました。「ユース」と冠したサイドイベントも多数開催され、若者同士の交流とネットワーク拡大の機会となっていました。また、政府関係者や市民社会の専門家、被害者コミュニティとの対話の場も多く設けられ、若手活動家や研究者が学び、成長する貴重な機会となっていました。

こうしたTPNWの持つ「教育的効果」をさらに高めていくために、私たちにできることは多くあります。新たに核兵器問題に関心を持った若者たちに対して、継続的な支援や参画の機会を提供することも、その一つだと思います。

※1 再検討会議は、2026年11月30日から12月4日の週に、南アフリカを議長国として、ニューヨーク国連本部で開催されることが決定している。

※2 2025年3月末現在、TPNWの署名国数は94、批准国数は73。

第 217 回通常国会での憲法審査会の状況

名古屋学院大学教授（憲法学・平和学） 飯島滋明

1 衆議院と参議院で主張が異なる「参議院の緊急集会」

2025 年 1 月にはじまった第 217 回通常国会でも憲法審査会が開催されています。憲法審査会、とくに衆議院の状況は 2024 年 10 月までの状況と大きく異なります。

「国会議員の任期延長改憲論」について、2025 年 3 月 13 日衆議院憲法審査会で自民党船田元議員は「自民、公明、維新、国民、有志の 5 会派においてほぼ合意を得るに至っています」と発言しています。

ただ、4 月 16 日参議院憲法審査会で小西洋之議員は「[参議院の] 緊急集会をめぐる改憲派の見解は、衆参で分裂するだけでなく、改憲会派の中でも分裂、矛盾を来しております」と発言しています。

憲法 54 条 2 項の「参議院の緊急集会」に関し、衆議院憲法審査会で改憲 5 会派は、①平時の制度、②権限は限定的、③憲法 54 条 1 項の規定から開催期間は 70 日に限定されると主張してきました。

しかし 4 月 2 日参議院憲法審査会で自民党佐藤正久議員は、「我が党の衆参の考え方は、昨年夏の取りまとめにおいて、緊急集会の活動期間として 70 日間と厳格に限定するものではないということがお互いに確認されている」と発言しています。緊急集会の「活動期間」だけでも自民党の衆議院と参議院の間で主張が異なります。「ほぼ合意を得る」という状況ではありません。「内容的」にも改憲発議が無理なことが明白になっています（自党内での「参議院の緊急集会」に関する議論の迷走に関しては『地平 2024 年 12 月号』の私の原稿をご覧下さい）。

2 改憲手続法（憲法改正国民投票法）の議論について

憲法改正に際しては国民投票が行われます（憲法 96 条）。衆議院憲法審査会の議論でも、今の段階で国民投票できないことが明らかになっています。4 月 10 日衆議院憲法審査会で日本維新的会の阿部圭史議員は「外国勢力からのフェイクニュースを通じた憲法改正国民投票プロセスへの介入は、断固として防がねばなりません」と発言しています。同じく国民民主党の平岩征樹議員も「外国勢力を含めた少数の悪意ある者が大量の情報を生成すれば、それらがアルゴリズムを通じて流通し、大多数の善良な国民もそれを信じ、さらには拡散に手をかしてしまうことがあります。多くの人に影響を及ぼす構造が存在する以上、効力と規制について議論を避けることはできない」と発言しています。

2024 年 12 月 6 日、ルーマニア憲法裁判所は 11 月の第 1 回大統領選挙に関し、ロシアが選挙に介入

した可能性を認め、無効と判示しました。2025 年 2 月のドイツ総選挙でもロシア発の虚偽情報が深刻な問題となっています。国のあり方を最終的に決めるのは国民という「国民主権」からすれば、「フェイクニュース対策」「外国の介入」への対策が採られてない状況での「国民投票」は認められません。

3 憲法審査会の今後

ほんらい、物価高などで多くの人々の生活が大変な状況にある中、多数の国民が真剣に求めてもいない「改憲」論議にとりくむ必要はありません。しかし改憲 5 会派が憲法審査会の開催と議論を求めるのであれば、改憲論議のおかしさ、憲法に適う政治が行われてない実態を問題にすることが重要になります。

自然災害等の「選挙困難事態」の際、衆議院選挙が実施できない場合に備え、国会議員の任期延長の改憲が必要だと改憲 5 会派は主張してきました。しかし、最近ではコロナ感染拡大や能登半島の自然災害、沖縄北部豪雨などで大変な状況にある人たちに対し、国は「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法 25 条）を実現する政治に真剣にとりくんできたのでしょうか？「任期延長改憲」が実現すれば、選挙をしないで国会議員が議員の地位に居座り続けることが可能になります。そうした改憲を認めるべきでしょうか？

自民党は改憲手続法の議論で外国資本の規制に反対してきました。自民党は外国の組織である統一協会と濃厚接触関係を保ち続けてきました。鈴木エイトさんなども紹介しているように、統一協会は自民党の改憲運動も支援していました。なぜ自民党は外国資本の規制に反対するのでしょうか？ 憲法審査会を開催するのであれば、外国資本規制の議論は必須です。

第 217 回通常国会の憲法審査会で立憲野党は、改憲 5 会派の改憲論議の「破綻」をあぶりだすことにつき成功しています。「ジゴクイコウ」（自民・国民・維新・公明）と言われる改憲派の危険な改憲を認めないため、憲法審査会での立憲野党の活動を支援することが大切です。

さらに国政選挙でも立憲野党の議員を増やすことが、私たちや将来の世代に「ジゴク」をみせないために必須です。2024 年の通常国会、とりわけ衆議院憲法審査会では「改憲 5 会派」が圧倒的多数を占めていたため、ずさんな議論と強硬的な審査会運営、いつ改憲発議が行われても不思議でない状況でした。2024 年 10 月の衆議院選挙後、衆議院で「ジゴクイコウ」の議員に 3 分の 2 の議席を占めさせなかったため、改憲発議じたいが困難な状況です。将来に災いをもたらす改憲を認めないため、まずは 7 月の参議院選挙が重要です。（いいじま しげあき）

今国会での「選択的夫婦別姓」の法制化を望む！ クラウドファンディング 女性会議 大塚 優子

「家制度」の呪縛

現行法では、婚姻時に夫または妻の姓のいずれかを選択することを義務づけています。しかし、実際は改姓する人の95%が妻=女性です（内閣府調査）。この背景には、かつての「家制度」が深くかかわっています。

1898年、明治民法が制定され、「家制度」が導入されました。「戸主」が、基本単位である「家」及び「家族」を統率する権限を持つことが定められたのです。戸主は圧倒的に男性（夫）で、妻は「無能力者」。結婚前の財産さえも戸主である夫に管理され、「家督相続」により長男が戸主の権限を継ぐことも定められていきました。これは、戦後1948年、戸籍法が新たに施行されるまで続きました。

さらに戦後復興期から高度経済成長期にかけては、妻には外で働く夫を支える役割が押し付けられ、妻の無償労働が「内助の功」という美德とされ、税制・社会保障もこれを補完したのです。こうして、家制度は、戦争でも高度成長でも便利に使われ、ジェンダー平等が謳われる今日まで、残滓として生きながらえてきました。結果、多くの女性が夫の家に「嫁ぎ」、夫（旧戸主）の姓を名乗っているのです。日本会議を初め、保守派の人々は夫婦同姓が「日本古来の伝統」と主張しますが、全くの見当違い。たかだか130年にも満たない「歴史」なのです。

男女平等を目指す法整備

戦前は「女性は家庭に入るもの」とされ、働くことはおろか、教育すら満足に受けられませんでしたが、新憲法下で女性の進学率は向上し、就職する女性も増えていきました。

1985年に成立した男女雇用機会均等法は、募集・採用時に男女を均等に扱い、昇進・定年・退職・解雇などについて女性であることを理由にした差別を禁止するものでした。かつては、結婚・出産で退職を迫られるのは当たり前で、私が所属していた全通信労働組合（現JP労組）の婦人部（後の女性部）のスローガンも、「働き続けよう」から「結婚しても働き続けよう・子どもが生まれても働き続けよう」と変わりました。法成立まで、総評婦人局を筆頭に、多くの労組婦人部や女性団体が取り組んだことを覚えています。しかし、私たちが望んでいた「男女平等法」にはならず、「均等法」で妥協しなくてはなりませんでした。未だに「平等法」になっていないことを付記しておきます。その後2021年「育児・介護休業法」が制定されるなど、女性たちは働き続けるための法整備を要求し、変えてきたのです。

経済界からも強い要望

令和5年版の男女共同参画白書によると専業主婦世帯が減少する一方で、共働き世帯は増加しています。結婚後も働き続ける女性が増える中、結婚前

の姓を引き続き使えないことが大きな支障になってきました。2021年の内閣府調査では、積極的に結婚したいと思わない理由に「姓が変わるのが嫌・面倒だから」と回答した人は、20～39歳独身女性25.6%、独身男性11.1%、40～69歳独身女性35.3%、独身男性6.6%。キャリアを積むほど、改姓にデメリットを感じていることが読み取れます。

選択的夫婦別姓を求める声は、経済界でも強まっています。夫婦同姓を義務付けているのは世界でも日本だけで、投資や優秀な人材を遠ざけるリスクにもなっているのです。2024年には「選択的夫婦別姓を求めるビジネスリーダー有志の会」が、関係省庁に要望書を提出。経営者や役員ら計1000人超の署名を手交しました。当事者からは「名前は自分の一部。複数の姓があっても家族は一体感に満ちている。家族のありようは様々で、同姓を強要されるものではない」と主張する一方、「法律婚ではないリスクと不安が常につきまとう」と不安の声も上がっています。事実婚では入院や手術、死亡時に手続きできない事例があるからです。

あらゆる差別解消のために

2015年12月、最高裁判所大法廷は、夫婦別姓国家賠償請求訴訟について、「家族の呼称を一つに定めることには合理性がある」と合憲の判断をしました（複数の裁判があったが2021年に最高裁で合憲判断）。他方、自治体では、選択的夫婦別姓の実現を求める陳情が出されています。私が暮らす板橋区でも委員会を傍聴しましたが、保守系議員が「子どもがかわいそう」「家族の一体感がなくなる」という極めて感覚的な主張により、不採択となりました。

今年3月27日、参議院予算委員会で三原じゅん子ことども政策担当相は、別姓制度の国で子どもに悪影響があることを証明する情報には接していないと述べました。ところが最近、看過できない事態が起きています。自民党議員が提出した「通称制度の拡大を求める意見書」等が、地方議会で採択されているのです。通称使用は国際的に大変不便であることは、経済界からも指摘されています。

「選択的」でありながら、なぜ夫婦別姓が実現できないのでしょうか。私は、まず保守派による国家支配のための天皇制の維持存続とそして安保法制以降、「力で支配することを是」としてきたために民主主義の危機をもたらしているのだと考えます。今国会で選択的夫婦別姓制を実現させることが、あらゆる差別解消のための突破口になると思います。

引き続き国連女性差別撤廃条約「選択議定書」の早期批准や、包括的差別禁止法の制定、国内人権機関の創設に向け取り組んでいきたいと思います。

（おおつか ゆうこ）

曾野綾子氏死亡記事に見る沖縄と本土との温度差 本土各紙に見られない「集団自決」、『ある神話の背景』

弁護士 内田 雅敏

2025年3月5日、作家曾野綾子氏の死が報じられた。筆者は当日偶々、辺野古米軍新基地建設反対運動参加のため沖縄にいた。以下に述べるように、曾野綾子氏の死亡について沖縄2紙と本土の各紙とでは報道内容に大きな違いがあることを実感した。

各紙の見出し

まず、各紙の見出しを見てみよう。

琉球新報 曾野綾子さん死去 93歳作家「ある神話の背景」渡嘉敷「集団自決」美化「軍命なかった」と主張

沖縄タイムス 曾野綾子さん死去 93歳作家・文化功労者「集団自決」で軍名を疑問視「ある神話の背景」で

朝日新聞 曾野綾子さん死去 作家・93歳「老いの才覚」

毎日新聞 曾野綾子さん死去 93歳「神の汚れた手」「天上の青」

読売新聞 曾野綾子さん死去 93歳「哀歌」、「神の汚れた手」評伝「愛の実践」文学と人生通じ

産経新聞 曾野綾子さん死去 93歳 作家 文化功労者 人間の本質 銳く公正に 硬骨の論
客ベストセラー数々 評伝に 三浦朱門さんと
「おしどり夫婦」

日本経済新聞社 曾野綾子さん死去 93歳 作家
「神の汚れた手」

東京新聞 曾野綾子さん死去 「神の汚れた手」

信濃毎日新聞（共同配信） 曾野綾子さん死去 93歳
「神の汚れた手」「老いの才覚」

沖縄2紙にあって本土の各紙にないもの

上記各紙の見出し、小見出しをざっと見て、沖縄の2紙が記している「集団自決」及び彼女の作品『ある神話の背景』について本土の各紙は、見出しへもちろんのこと記事中でも全く触れていないことに気付く。

『ある神話の背景』は、沖縄戦における渡嘉敷島での住民「集団自決」をテーマとする作品だ。同作品の中で曾野氏は、沖縄戦での住民「集団自決」は国の為に殉じた尊い死であり、軍の命令による死ではないと主張し、彼女の撰文による渡嘉敷島戦跡地碑文は以下のように記す。

「豪雨の中を米軍の攻撃に追いつめられた島の住民たちは（中略）、敵の手に掛かるよりは自らの手で自決する道を選んだ。（中略）手榴弾を抜き或いは力ある父や兄が弱い母や妹の生命を断った。そこにあるのは愛であった」。『ある神話の背景』でも、大江健



三郎が、赤松守備隊長について「慶良間列島の渡嘉敷島で、沖縄住民に集団自決を強制したと記憶される男、どのようにひかえめにいっても少なくとも米軍の攻撃下で、住民を陣地内に収容することを拒否し、投降勧告にきた住民はじめ数人をスパイとして処刑したことが確実であり、そのような状況下に「命令された」集団自決を引き起こす結果をまねいたことがはっきりしている」と書いていることに対し、「今の時点で、告発することはやさしいが、それは軍隊という組織の本質を理解しない場合にのみ可能のことなのである」、「軍隊は戦うために存在する」と物知り顔に語る。

「集団自決」に関する彼女のこのような見解は住民の強制集団死を「殉国死」として美化する歴史修正主義の「理論的支柱」として利用され、家永教科書裁判、大江健三郎「沖縄ノート」裁判等では『ある神話の背景』が証拠資料として提出された。家永教科書裁判で法廷に立った彼女は「『ある神話』の取材で自決命令があった証拠はない」と証言もした。

家永教科書裁判で最高裁は「集団自決」の原因に日本軍の存在と誘導があったと認定し、「崇高な犠牲的精神によるものと美化するのは当たらない」とした。沖縄ノート裁判でも「集団自決」において「軍命」、「軍閥与」があったことが認められた。

本紙前号で述べた「4・28」各紙社説と同様、曾野綾子氏の死についても本土の各紙は大事なことを記載していない。
(うちだ まさとし)

追記 3月12日毎日新聞夕刊のコラム「今日も日が暮れる」で、吉井理記記者は「感謝を強いる人たち」と題し、曾野綾子氏の死について以下のように書く。

「この人の書いたものには、僕は強い違和感を抱いてきた。怒り、といつてもいい。（略）障害施設に入居していた19人が殺害された相模原殺傷事件の直後、自民党衆院議員の野田聖子さんに話を聞いた。障害があり、医療ケアが欠かせない長男・真輝さんは当時5歳だった。その野田さん、事件もさることながら、曾野さんが「著書」「人間にとて成熟とは何か」で、野田さんを名指して〈自分の息子が、こんな高額医療を国民の負担において受けさせもらっていることに対する、一抹の申し訳なさ、か、感謝が全くない〉と攻撃したことに衝撃を受けた、と漏らしていた。僕も健康保険料を負担してきたが、高額医療を使う人に「感謝せよ」と思ったことはない。多くの読者も同じだと思う。誰もがいつ重い病気や障害を抱えるかわからない。困った時はお互い様、平等に支え合おう、というのが健康保険制度である」。そう、基地負担についても平等でなければならない。

戦後 80 年企画、日本の平和と民主主義の歩みを考える —連続平和学習会“日本国憲法”“沖縄”“靖国靖國”とは— フォーラム平和・人権・環境 共同代表 染 裕之

戦後日本の平和と民主主義を考える

1939年、俳人・渡辺白泉は「戦争が廊下の奥に立ってゐた」という、季語のない自由律の銃後俳句と呼ばれる句を詠みました。1939年は日中戦争のさなかで、多くの国民が戦禍は大陸の話だとして、文字段どおり対岸の火事と捉えていた時代に、その危険なにおいをかぎとっていたことをうかがわせる句です。果たせるかな、その2年後の1941年12月8日、日本軍はハワイ・真珠湾の米軍基地を奇襲攻撃して、第二次世界大戦に参戦していくことになります。

総務省の人口推計（2023.10.1）によると、戦後生まれの人口は1億932万人となり、総人口に占める割合は87.9%となっています。

若い人のなかには日本がアメリカと戦争をしたことを知らない人がいるそうです。決して笑い話で済ませるわけにも、嘆かわしいという一言で済ませるわけにもいきません。学校で昭和史を教わることはないですから、戦争を現実的にリアリティーをもつて感じられないのも無理はないかもしれません。

戦争の実体験を語ることのできる方が減っていく今、戦争の記憶のバトンを受け継いでいくことは重要な課題となっています。

戦後 80 年の歩みとともに考える憲法

戦後の絶望からの再出発を誓った日本国憲法の平和主義や国際協調主義は、危うい岐路に立たされています。ウクライナやパレスチナ・ガザなど、世界的な混乱の収束が見通せない今こそ、日本国憲法のもつ平和理念を全世界に広め、軍拡による緊張関係ではなく対話による平和外交の重要性を訴える必要があります。

アメリカ追随で中国やロシアへの敵視政策をとり軍事力強化をはかることは、アジアでの軍事的緊張を高めるばかりか、多くの市民の命を危険に落とし込むものです。子どもたちの未来と世界の平和、地球環境と人権を守るために、日本国憲法の平和原則を日本と世界のためにいかさなければなりません。

世界がどのような方向・秩序を形成しようとしているのか、どういう秩序が日本にとって望ましいのか、平和と民主主義を守ることを誓った戦後の原点「日本国憲法」を見つめなおす時です。

沖縄戦の悲劇から平和を考える

先の大戦で大きな犠牲を受けた沖縄は、本土決戦までの時間稼ぎとして「捨て石」にされ、日本で唯一の地上戦が戦われ、家族をも手にかけた「集団自決」など、想像を絶する惨劇で多くの犠牲者を出しました。沖縄はいまだに基地の島であり、米兵による性暴力事件、米軍機などによる騒音被害・環境汚染は、沖縄社会と経済に深刻な影響を与え、完成する見込

みのない辺野古の工事はぐずぐずと続けられています。日米地位協定により米軍特権が温存されるなかで、米軍関係者による卑劣な犯罪が頻発しているにもかかわらず、独立国としての当然の裁判権さえ確保されていません。国会の憲法審査会では、改憲推進派が声高に改憲を主張しますが、改憲よりもまずは日米地位協定の改定こそ必要です。

なぜ沖縄に基地が集中し続けるのか、一人ひとりが自分自身のこととして問わなければならない課題です。

靖國問題から考察する戦争の記憶

靖國神社は戦後、信教の自由や政教分離を厳格に定めた日本国憲法のもと、一宗教法人となりました。しかし、靖國神社は、先の大戦は正義の戦争だったとする特異な聖戦史観のために、天皇のために戦い、そして戦死した時には靖國神社に英靈として祀られることが何よりの榮誉と徹底的に教え込まれ、天皇崇拜を基礎とした軍国主義のシンボル的な存在であり続けています。

大戦で多大な犠牲を被った近隣諸国等が特に問題視するのは、一般戦没者と共にここにA級戦犯が合祀されているからです。その忌まわしい施設を政治家や最高責任者である首相が公式参拝することは、これらA級戦犯の戦争責任をあいまいにし、彼等の名誉復活を図るものであるからです。

政治・外交問題をはらむ靖國参拝や追悼のあり方は戦後80年を迎える中で重要なテーマです。



2022年暮れのテレビ番組にゲスト出演したタレントのタモリさんが、司会の黒柳徹子さんに「来年はどんな年になるでしょう」と聞かれ、「新しい戦前になるんじゃないでしょうか」と答えました。“新しい戦前”という分かりやすい簡潔な言葉は、今の時代の空気感を表していると話題になりました。

歴史は韻を踏むと言われます。誰も気づかないまま、凄惨な悲劇を繰り返すわけにはいきません。戦後80年という節目の年に、連続学習会その他の企画で戦後日本の平和と民主主義を考え、次のとりくみにつなげる機会にしたいと思います。（そめひろゆき）

☆「戦後 80 年の歩みとともに考える憲法」

講師：清水雅彦さん（日本体育大学教授）

5月30日(金)18時30分、連合会館201会議室

☆「沖縄戦の悲劇から平和を考える」

講師：飯島滋明さん（名古屋学院大学教授）

6月18日(水)18時30分、連合会館203会議室

☆「靖國問題から考察する戦争の記憶」

講師：内田雅敏さん（弁護士）

7月31日(木)18時30分、連合会館201会議室

(本の紹介)『戦争ミュージアム 記憶の回路をつなぐ』
梯久美子著・岩波新書

今年は被爆 80 年、戦後 80 年です。決して忘れない誓った、逆に二度と思い出しあくもない、戦争被害と加害の記憶が人間の数だけあるにもかかわらず、あるいはあるがゆえに、次世代へと継承していく営為にはたいへんな困難が存在しています。

しかし、その困難をのりこえようと、さまざまなりくみが各地で行われています。本書はそのなかでも「戦争を伝える、平和のための資料館や美術館」=「戦争ミュージアム」に注目し、全国各地をめぐった記録です。

人間魚雷、満蒙開拓、戦争マラリア。さまざまテーマのミュージアムが全国に散在しています。いずれも実態を継承しようとする多くの人びとの尽力によって運営されています。こうした積み重ねによって、被害と加害が表裏一体となっていることにも気づかされます。

「松代大本営」として知られる象山地下壕は、その建設にあたって多くの朝鮮人が動員されていましたが、三種の神器を設置する「賢所」の掘削は「純粋の日本人の手で」行うよう命令されていたと言います。戦争末期の突貫工事という混乱のなかにあっても、瞭

ひやくせつふとう
百折不撓

再審の道半ば、悔しさを乗り越えて
勝利の日まで

一人の若者の人生を公権力が奪った狭山事件。その当事者である石川一雄さんが 3 月 11 日、「再審の扉」が開かぬまま 86 歳で旅立たれました。さぞや無念であったでしょうし、本人はもとより石川一雄さんの支援者にとっても痛恨の極みでした。

再審を求めてきた石川一雄さんが亡くなったことで審理が終了したことを受け、お連れ合いの早智子さんが 4 月 4 日付で、4 度目となる再審請求を申し立てました。早智子さんは「3 度目の請求をしてからの 19 年間、検察の抵抗で証拠開示が遅れたという無念の思いが拭えません。彼の遺志とともに闘いたい。裁判所は再審を開始してほしい」と訴えています。

1963 年 5 月、当時 16 歳の女子高生が殺害された狭山事件は、被差別部落に対する差別意識を利用した見込み捜査で、当時 24 歳の石川一雄さんが別件逮捕されました。弁護士との接見を禁止されるなどの過酷な取り調べや、〈自白しなければ家族と会えない〉〈認めれば 10 年で出られるようにしてやる。認めなければ兄を逮捕する〉といった嘘の約束や脅しによって虚偽の自白に追い込まれ、1977 年に最高裁で無期懲役が確定してしまいます。1994 年に仮釈放となった後も再審請求を東京高裁に申し立てていました。

然たる差別が貫かれていた事実に、慄然とします。

なぜそこにこうした施設があるのか、ということに思いをめぐらせることが重要です。大久野島（広島県）に毒ガス工場がつくられたのはなぜか。関東大震災を契機に、東京から離れていて、秘密保持がしやすく事故の際被害を小さくできる環境として。そのうえ労働力や資材を確保しやすいから、そして、中国大陸に持ち込みやすい場所だから。

著者は「場所の持つ歴史性」を指摘します。ミュージアムは過去からの声が聞こえる、歴史とのアクセスポイントの役割があると言うのです。とは言えなかなか訪れる機会に恵まれない場所も、たくさんあります。

本書は各地の戦争ミュージアムの簡潔かつポイントを押さえたカタログになっています。また、インターネットにおける戦争関連のアーカイブなどもいくつか紹介されています。戦争の実相継承を考えるためにも、ご一読されることをお勧めします。 (山本 圭介)

私の出身単組が人権問題に熱心だったこともあり、狭山事件の現地調査には幾度も足を運びました。石川さんの自白に基づき犯行現場を含む現地を歩くのですが、そもそも追い詰められた末の虚偽の自白なので、辯護の合わない矛盾だらけの自白であることが明らかになります。初めて現地調査に参加した年は覚えていませんが、数十年にわたって現地調査に参加していると、駅前に新しいビルが立ち並び、住宅街には瀟洒な戸建てが立ち並ぶなど、街の変貌を実感すると同時に、狭山事件の長い年月の闘いに思いを馳せることになります。

再審請求から 19 年も経過しているのに、長期の審査が続くこと自体が異例であり、早期に再審法の改正を実現すると共に、石川さんの無実の罪を晴らし無罪判決を勝ち取ることこそ、石川一雄さんの遺志を引き継ぐことになります。第 4 次再審勝利と「再審法」改正に向け 4 月 16 日に追悼集会が、5 月 23 日には狭山事件の再審を求める市民集会が開催されます。狭山事件の勝利に向け、支援者はもう一度しっかりとスクラムを組み、団結してすまなければなりません。石川さんの無念の思いを共有し、石川さんの宿願であった再審法の改正や第 4 次再審闘争に必ず勝利する決意を固め、さらに各地でとりくみを広げましょう。

事件が起きた街は長い年月で大きく変貌していますが、石川さんにかけられた「見えない手錠」は当時のままで。 (染 裕之)

